

御意見の概要	これに対する考え方
<p><b>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律第42号)により、平成18年4月1日から維持管理積立金を積み立てる義務を受ける最終処分場設置者に対する所要の措置</b></p> <p>(2)改正法による平成10年6月17日以前に設置された管理型最終処分場及び平成17年4月1日以前に設置された安定型最終処分場の維持管理積立金の算定基準に係る特例を創設</p> <p>管理型最終処分場に於いては、今年中に満杯になる予定の場合、維持管理積立金の拠出を一年で払うのは、難しいと思料する。平成18年4月1日以降、期間を設けてそれ以上の期間使用される処分場のみ維持管理積立金を払えばよいのではないか。</p> <p>埋立期間が残り少ない(1年又は2年未満)処理場設置者に対する緩和措置を設けていただきたい。</p> <p>埋立終了までの期間に積立てるべき維持管理積立金の総額の算定基準が示されているが、そのうちイ)の算定基準について、埋立期間および平成18年4月1日から埋立終了までの期間は、対象となる最終処分場への廃棄物の搬入量により、その埋立期間の短縮及び延長など変動する要素があり、最終的に積立てるべき維持管理積立金の総額が変動する可能性があるといわれるが、こういった対処を考えているのか。</p> <p>特例の算定基準(口)で水処理費用のうち2年分の額とあるが、一般的に埋立終了後2年では廃止基準に適合できないのではないか。2年では積立額が不足すると思われる。</p>	<p>平成10年6月17日以前に設置された管理型最終処分場及び平成17年4月1日以前に設置された安定型最終処分場の維持管理積立金の積立額については、算定基準に係る特例を創設することで対応することとしています。</p> <p>平成10年6月17日以前に設置された管理型最終処分場及び平成17年4月1日以前に設置された安定型最終処分場の維持管理積立金の積立額については、算定基準に係る特例を創設することで対応することとしています。</p> <p>維持管理積立金の総額については、適宜都道府県知事が決定し、通知することとしており、それに従って積み立てることとなっています。</p> <p>特例で設ける算定基準(口)は、最終処分業者の経営状況を勘案しつつ維持管理を行うに必要な根幹となる費用を積み立てるという考えの基に規定されており、埋立終了後2年で廃止基準に適合できるという趣旨ではありません。</p>

## **2. 維持管理積立金の算定基準の見直し**

(1) 積立額の算定基準について、埋立期間を基準にした現行の算定基準に加えて埋立数量を基準にした算定基準を導入することにより、当該年度の積立額の算定基準を都道府県知事が選択することを可能とする。

現行の算定基準の基礎となる「C：埋立処分の終了後における維持管理に必要な額」について、対象となる処分場の種類や規模に応じた標準額を示していただきたい。または、特定災害防止準備金制度で示された種別単価のような単位面積当たりの単価を示していただきたい。

自社処分場に自社の廃棄物しか搬入していない処分場については経営状態等を勘案し、基準に該当すれば除外するような措置を設けていただきたい。

(2) 最終処分業者が、当該年度の収益状況をかんがみ、維持管理に必要とする総費用を前倒しで積み立てることを可能とする。

費用を前倒し積立できる事は望ましいことですが前倒しした費用については埋立終了後の維持管理費用のみの用途ではなく災害復旧等通常の維持管理業務とは異なる重大な経費の支出が必要な場合は取崩し出来る制度にすべきである。埋立作業中の処分場は風水害等の災害や予測し得ない事故を発生させる可能性が在り前倒し積立後の納税後資金では不十分である。

積立金を必要経費として処理できるなどの税制面での配慮をお願いします。

## **4. 産業廃棄物の処理委託契約に含まれるべき事項の追加**

維持管理に必要な額の算出方法については、ガイドラインを4月頃にとりまとめることとしており、その中でお示しすることとしています。ただし、それぞれの処分場の状況によって、単価が異なるという実態を踏まえ、一概に単価をお示しすることは適当ではないと考えています。

埋立終了後、処分場を廃止するまでの間の維持管理に必要な費用を埋立期間中に積み立てることにより、埋立終了後の適切な処分場の維持管理を確保するという本制度の趣旨にかんがみ、自社処分場についても、維持管理積立金制度の適用の対象とすることが適当と考えております。

維持管理積立金の趣旨は、埋立終了後の最終処分場の適正な維持管理を行うための費用を積み立てることであり、災害復旧等のための費用ではないため、ご指摘の目的のために維持管理積立金を活用することは出来ません。

すでに税制面で維持管理積立金を必要経費とする優遇措置はあります。

(1) 廃棄物処理委託契約時に提供した廃棄物情報( 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 ( 昭和 4 6 年厚生省令第 3 5 号。以下「規則」という。 ) 第 8 条の 4 の 2 第 6 号に掲げる事項 ) に変更がある場合における情報の伝達方法を処理委託契約事項に追加する。

産業廃棄物の処理委託契約に含まれるべき事項の追加に関して、再契約が必要となるが、公布後に猶予期間を設けるのか。また、どのような方法で周知するのか。

廃棄物処理は、数種類の廃棄物を混合して性状をある範囲に調整して処理しており、廃棄物の性状が大きく変化した場合や新たな組成のものが加わることにより、トラブルが発生することがある。

委託契約時に廃棄物情報に変更がある場合の情報提供の方法について、排出者と処理業者間で予め協議し、定めておく必要がある。

委託契約時に提供した産業廃棄物情報に変更がある場合の情報伝達方法について、処理業者の設備により許容される産業廃棄物情報の変更範囲が異なると考えられるため、委託契約時にあらかじめどの程度の変更がある場合に情報提供を行うのかを取り決めておけば良いということか。

(2) 有害物質の表示制度を導入した製品について、当該廃製品中の有害物質の含有に関する情報の伝達

相当古い対象製品では、メーカー供与の対象有害物質に関する情報源が確立していないため排出者からの情報提供が困難な場合がある。排出事業者は、有害物質含有情報を収集し、廃棄物処理業者に提供しなければならず、極めて多大な工数を必要

施行日以降(平成18年7月1日予定)新たに締結する契約又は更新する契約から適用されます。

都道府県等や関係業界団体を通じて周知するとともに、産業廃棄物の処理委託時における廃棄物情報の提供の望ましいあり方について解説したガイドラインを環境省ホームページで公開する予定です。

御意見のとおりと考えます。

お見込みのとおりです。

資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、含有情報の表示制度が適用された製品を対象とするため、既存の製品は対象となりません。このため、使用されている対象有害物質に関する情報入手は可能と考えます。

とし、現実的に対応できない改正案である。

メーカー以外が排出する場合、どのように含有情報を把握するのか。メーカーから一般に情報提供の開示を行うシンプルで明確で責任あるルールを要望する。資源有効利用促進法で引用される予定の J-MoSS 規格では、有害物質情報は、マーク表示の他に URL や取扱い説明書などを通じて公開され、廃棄物処理業者が必要に応じて入手できることになっており、わざわざ廃棄物処理の契約内容に追加する目的、効果が不明である。有害物質の含有情報はどのように活用されるのか。

頻繁な契約書の改訂はコスト増になるため、事業者の負担が重い。

排出時には、対象製品とそれ以外の製品を区分する必要があるのか。

7 製品のみを対象とするのではなく、全製品を対象とすべきと考える。

また、家電リサイクルやパソコンリサイクルの仕組みのもと、対象製品は適正に処理を行うルートも確立されており、有害物質情報の提供も既に行われていることから、対象製品とする必要性は少ないため、この改正には反対である。

廃棄物の適正処理には有害物質の含有の有無を明確にする必要がある。廃製品に含まれる鉛などの金属成分は、処理を行っても消滅することがなく、再生利用あるいは最終処分するまでの各過程で必ず必要な情報である。またポリプロモ化合物は、熱分解すると酸性ガスを生成するため、廃ガス処理を適切に行うために

対象製品中の化学物質の含有表示方法については、JIS C 0950 に規定されており、含有マークやウェブサイトにより情報が表示される予定です。

また、製品に当該 J I S 規格に基づく含有マークによる表示がなされている場合は、処理業者への情報提供がなされるとみなし、委託契約時における情報提供を不要とする予定です。

これらの情報は、処理過程において、処理事業者が当該廃棄物の受入の判断や適切な処理方法の選択を行う上で活用されます。

4 . ( 1 ) の改正案にあるとおり、契約時に廃棄物情報に変更がある場合における情報の伝達方法をあらかじめ定めておくことにより、契約書本体の改訂は不要であると考えます。

対象製品中の有害物質含有情報の伝達を求めるものであり、製品の分別排出を義務づけるものではありません。

環境汚染を未然に防止する観点からは、様々な有害物質含有製品を対象とすることが望ましいのですが、産業廃棄物の排出事業者が製品中有害物質含有量の分析をしなくても含有情報の活用が可能となるよう、含有情報の表示制度が適用される製品及び物質を対象としています。

また、既に情報提供を適正に行っている事業者においては、引き続き情報提供を実施していただきたいと考えます。

御意見の通りと考えます。

も情報伝達は不可欠である。廃製品の解体等の中間処理後の廃棄物の委託についても情報伝達が必要である。

資源有効利用促進法で引用される予定の J-MOSS 規格は、中間処理以降の下流に対し、廃棄物中の有害物質情報を有効に提供する制度ではないため、制度上無理があると考ええる。

## **5 廃棄物最終処分場の生活環境影響調査項目に地下水に関する調査を追加**

市町村が設置主体となる最終処分場(管理型)建設にあたり、既に、設置許可を受けている事業が計画の見直しに伴う変更申請を提出する場合、申請時期によらず地下水については対象外と考えている。この理解で宜しいか。(地下水が対象となる場合、計画地周辺における地下水に関する既存文献が十分でなく、新たにボーリング調査や地下水調査等の対応が必要となるため。)

「施行規則の一部改正」の施行について、現在、処分場の設置許可の申請中、ないし、申請済(変更申請)の事業に対する猶予措置があれば、示して頂きたい。

今回の施行規則の一部改正では、最終処分場(陸上埋立)建設にあたって問題となる動植物、生態系について項目追加とはなっていないが、「環境影響評価法」の環境要素でもあり、今後追加の方向で検討が必要と考える。

地下水への影響をみるにあたって、既存の井戸がある場合は、そのデータを有効活用できるようにすべきと考える。場合によっては、既存の井戸のデータのみで結論づけることも可能とすべきと考える。

導入予定の表示制度により、対象製品については有害物質の含有情報が明らかになるところ、中間処理後の物についても含有の有無については把握できると考えます。中間処理以降の下流に対する情報提供の具体的な方法について、引き続き検討を行う予定です。

市町村が設置主体となる一般廃棄物最終処分場について、変更の届出が施行日(平成18年9月末を予定)以降になる場合は、地下水に関する調査が必要となります。

市町村が設置主体となる産業廃棄物最終処分場の変更許可についても、許可申請が施行日以降になる場合は、地下水に関する調査が必要となります。

施行日以前に設置許可申請又は変更許可申請をされる場合については、改正前の規定が適用されます。

廃棄物処理法上の生活環境影響調査の対象となる廃棄物処理施設は、一定の規模以上のものではありませんが、規模が大きく環境影響の程度が著しいものには限定されないため、動植物や生態系に関する調査項目の追加は現在のところ考えておりません。

地下水に関する調査方法の詳細については、現在検討中ですが、生活環境影響調査における現況把握は、既存のもの活用で十分な調査ができる場合は、それも可能としています。